

徳島県国土強靱化地域計画（骨子案）

平成26年12月

目 次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨、位置付け	2
II 基本的な考え方	3
III 強靱化の取組みの現状と課題（脆弱性評価）	5
IV 国土強靱化の推進方針	12
V 施策の重点化	21
VI 計画の推進と進捗管理	21
重要業績指標一覧	22

はじめに

本県では、甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の発災後、ただちに「地震津波減災対策検討委員会」を設置し、「東日本大震災」の課題と教訓から、これまでの防災だけでなく、新たに「助かる命を助ける」減災の視点を加えた地震津波対策の抜本的な検討を進め、これまで県が取り組んできた各種施策の検証を行うとともに、今後、早急に実施すべき対策を網羅した「『とくしまー0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画」を取りまとめ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発災時の死者ゼロを目指すことを基本理念として、地震津波対策を迅速かつ確実に実施してきたところである。

国においては、平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしている。

一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、地方公共団体において、各々の地域の強靱化計画が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

このため、本県においては、「南海トラフの巨大地震」に加え、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「県土の強靱化」の推進を図るため、国土強靱化に関して本計画以外の県の計画等の指針となるべきものとして、「徳島県国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定するものである。

なお、「地域計画」は、様々な分野の有識者からなる「徳島県国土強靱化地域計画策定検討委員会」を設置し、各委員の意見や提言を適切に反映し、策定を行った。

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

本県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発生後の死者ゼロを目指し、迅速かつ強力に取り組んできたところであるが、近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。本県においても、国と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な県土」を創り上げ、県民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、地域計画を策定する。



眉山から見た徳島市

三好市落合集落

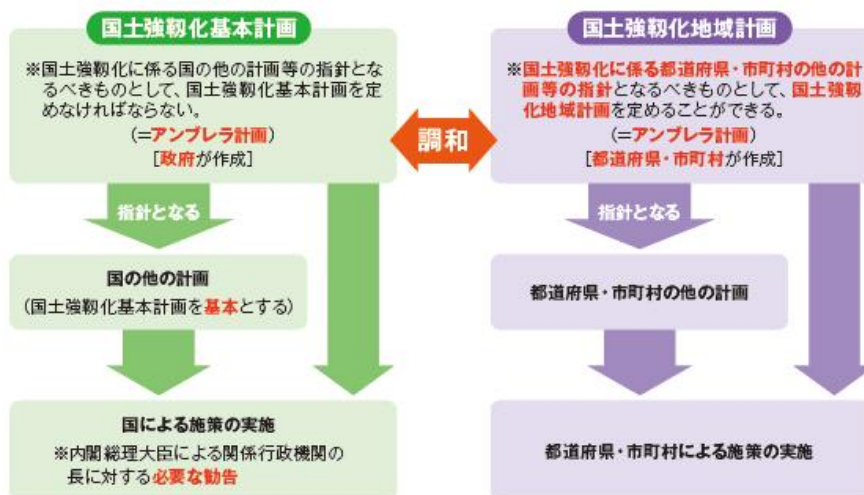
美馬市うだつの町並み

太平洋に臨む美波町

2 地域計画の位置付け

「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、県土強靱化に関し、「地域計画」以外の本県の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



Ⅱ 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

- ① 国土強靱化に向けた取組姿勢
 - ・本県の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組にあたること
 - ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
 - ・本県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- ② 適切な施策の組み合わせ
 - ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進



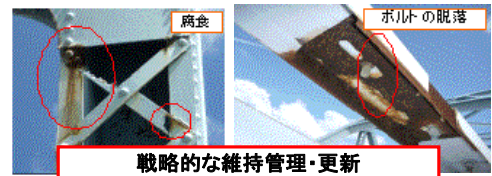
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと



- ・非常時のみならず、「普段使い」ができる対策となるよう工夫すること

③ 効率的な施策の推進

- ・ 県民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、資金の効率的使用により、施策を重点化
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること



④ 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 本県の特性を踏まえた本県独自のものとして、先進的な取組を反映

「戦略的災害医療プロジェクト」

- これまでの災害医療
急性期の医療、救助・救急体制
医療と防災関係機関の連携
- ◎これからの災害医療（全国に先駆け展開）
「時間軸」「連携分野」を拡大
- ◇平時から災害時へ、災害時から平時へ
つなぎ目のないシームレスな医療を提供
- ◇「地域ぐるみ」による医療提供体制を構築

全国屈指のICT環境を活用した「災害時情報共有基盤」の拡充

災害情報 光ブロードバンド王国・徳島

災害情報の集約

県内災害情報の共有基盤を実現

シアラートへ情報提供

県 市町村 ライフライン事業者 ビッグデータ

- ・ 人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること。また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること



- ・ 女性、高齢者、子供、障害者等に十分配慮して施策を講じること
- ・ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮



Ⅲ 強靱化の取組みの現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本県の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものであり、必要な施策の効率的、効果的な実施に繋がることから、国土強靱化を進める上で必要不可欠なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本県の特性

① 地勢

本県は山地が多く、全体面積の約8割を占めている。

中央部を東西に走る四国山地は、急峻で県を南北に分ける分水嶺となっており、その北方を流れる吉野川（四国三郎）は、高知県瓶ヶ森を水源とし、三好市池田町から流れを東に転じ、東流するにしたがって広く、くさび形の徳島平野を作っている。

吉野川の北に位置する讃岐山脈は、全般的に低く、山麓には扇状地が発達している。吉野川下流の低地は、勝浦川や那賀川の低地とともに水田地帯となっている。

県南には、広い平野が少なく、阿南市以南では山地が直接海に迫った岩石海岸で、県北の砂浜海岸とは著しい対照をなし、海は深く、港湾、漁港に適した地形となっている。

なお、海岸線延長は、約393kmに及んでいる。

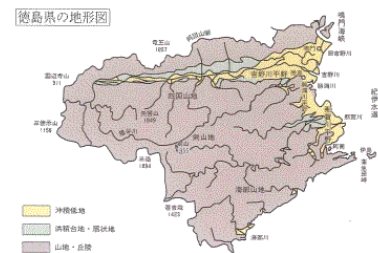


図 1-1 徳島県の地形区分



② 地質

本県には、東西に3本の構造線が走り、地質を北から、和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けている。

特に三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩からなり、地質は非常に脆弱である。このため、三波川帯には地すべり地が多く、本県は日本有数の地すべり地帯となっている。



③ 気象

気温は、年間を通して比較的温暖である。降水量は、台風常襲地帯であるため、例年3～6回、台風の影響を受け大雨にみまわれている。那賀川上流域と海部川流域が最も多く年間降水量は、3,000ミリを超え、多い年には5,000ミリ近くを記録することもある。これより北に向かうにしたがって雨量は次第に少なくなる。

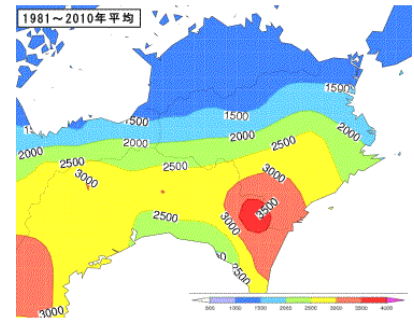


図1-3 徳島県の年降水量分布図
(徳島県地方気象台提供)

④ 人口

国勢調査の結果によると、2010年10月時点での徳島県の人口は、785,491人となっており、前回(2005年)に比べ24,459人減少し、1990年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

県土の人口分布は、東部地域に人口の74%が集中しており、中でも東部都市計画区域は、面積が県全体の13%にすぎないが、人口は県全体の約63%を占め、本県の行政、経済、文化の中心地域となっている。



それら都市地域の多くは、かつての氾濫原や津波の影響の受けやすい海岸沿いにあり、「水」による災害リスクが高く、脆弱地盤も多い地域である。

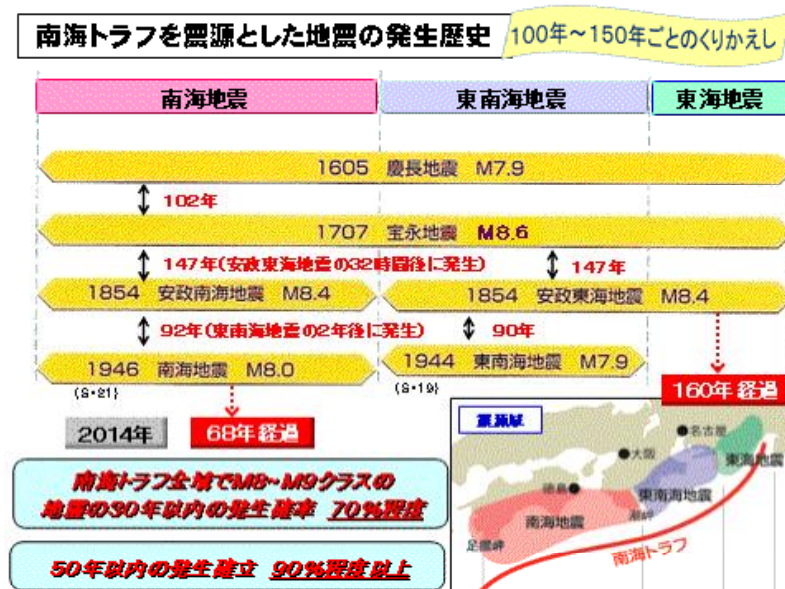
一方、中山間地域においては、過疎化とともに高齢化が進み、小規模高齢化集落が増加している。このため、農地や森林の保全活動が低下し、中山間地域が保有する水源かん養などの多面的機能の維持も困難な状況となっている。

⑤ 災害の歴史

(1) 南海トラフ地震

本県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、これらの地震・津波は、100年～150年間隔の周期で発生している。

【参考】記録に残る日本最古の津波は、日本書紀に記された684年の白鳳南海地震である。



1361年正平南海地震津波の
供養碑(康暦碑)
日本最古の津波碑

(2)大規模な水害

本県には、吉野川、那賀川の1級河川の他、数多くの2級河川が四国山地から東流して太平洋に注いでおり、大規模な氾濫を繰り返し、大きな被害を与えている。



昭和36年9月洪水による桑村川流域のはん濫被害(吉野川市川島町)

(3)大規模な土砂災害

本県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、大きな被害を受けている。



明治以降発生した深層崩壊

(4)豪雪による災害

本県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象による突発的な豪雪により、長期にわたる集落の孤立化などの被害が発生している。



平成26年12月豪雪による被害
(三加茂東祖谷山線)

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

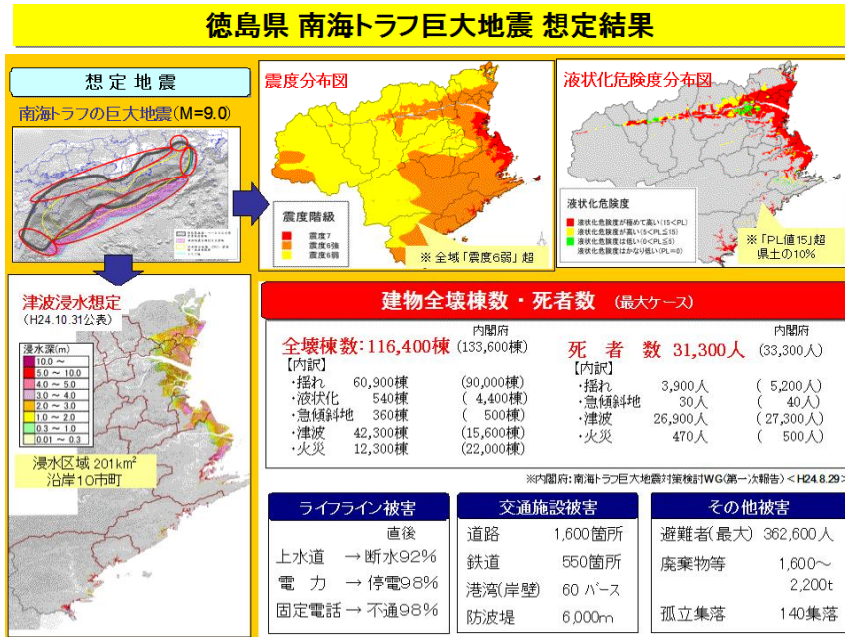
対象とする自然災害に関しては、「2 本県の特性」や

- ① 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度となっていること。
- ② 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- ③ 近年、台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- ④ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。
などから、次のように決定する。

自然災害の種類		想定する規模等
南海トラフ地震・津波 (直下型地震を含む)		南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。
台風・ 梅雨前線 豪雨・豪雪 等	大規模水害	100年から150年に1回の大雨による水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	崩壊土量100万m ³ 以上の深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	豪雪による孤立集落の発生等。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定



【参考】南海トラフ巨大地震想定結果



4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と4つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能・警察・消防等	
②住環境分野	住宅・都市 環境	
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉	
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産	
⑤国土保全・交通分野	交通・物流 国土保全 土地利用(国土利用)	

(2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策	
②長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等	
③研究開発分野	簡易耐震化・LED製品等	
④過疎対策分野	地域コミュニティと連携した森林の保全等	

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本県の特徴を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして39の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

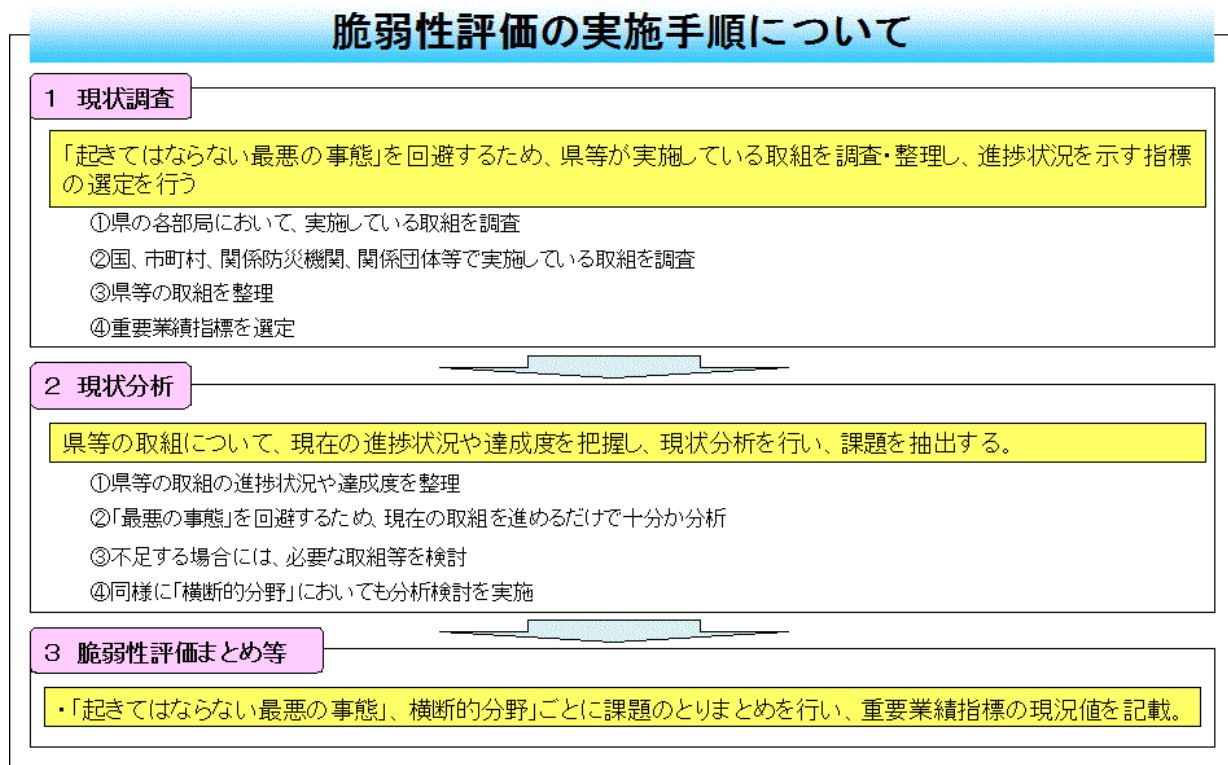
事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-7 多数の災害関連死の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に基大な影響が発生する事態
		5-5 食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定し、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。



IV 国土強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、これを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめた。その概要は、次ページ以降のとおりである。

1 大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、県下全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生し、沿岸部には、大津波が襲来したことから、多数の人命が失われる。
- ・ 大型台風の来襲により、河川堤防が各地で決壊し、県内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・ これらの災害に対する情報伝達の不備による避難行動の遅れから死傷者が発生したり、避難生活の長期化による災害関連死も発生する。

推進方針(概要)

1-1) 建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物の耐震化
 - ・ 木造住宅の耐震化促進
 - ・ 民間建築物等の耐震化促進
 - ・ 学校施設・社会福祉施設・災害拠点病院の耐震化促進



1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 自助・共助の取組強化
 - ・ 家庭でのFCP(家族継続計画)の普及
 - ・ 災害遺産を活用した防災啓発の充実
 - ・ 地域ぐるみの防災訓練の実施
- 防火・消火体制の整備
 - ・ 火災報知器、消火器、漏電遮断器等の設置促進



1-3) 広域にわたる大規模津波等による死者の発生

- 津波避難路・避難場所の整備
 - ・ がけ地の保全等に合わせた避難場所等の整備
 - ・ 津波避難ビルの指定の促進
 - ・ LED蓄電型照明等の整備促進
- 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- 水門・樋門の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖の推進



- 津波避難意識の向上及び訓練の実施
 - ・ 津波災害警戒区域の指定による津波警戒避難体制の強化や避難訓練の実施
 - ・ 津波からの即避難率100%を目指した啓発
 - ・ 防災士等人材育成
- 災害時要援護者対策の促進

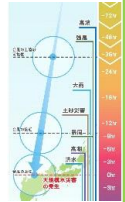


1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河川整備の推進
 - ・ 吉野川、那賀川の無堤地区の解消
 - ・ 長安ロダム改造事業の推進
 - ・ 県管理河川の整備の推進



- 避難対策の推進及び事前の防災力強化
 - ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定促進
 - ・ 浸水・内水ハザードマップ作成・周知の促進
 - ・ 防災啓発や避難訓練の充実を推進
 - ・ タイムラインの策定による事前防災力の強化



1-5) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生や後年度にわたり、県土の脆弱性が高まる事態

- 土砂災害対策及び森林整備の推進
 - ・ 国と連携した治山・砂防・地すべり対策等の推進
 - ・ 災害時要援護者施設や避難路等を保全する土砂災害対策を推進
 - ・ 森林経営計画に基づく計画的な森林整備の促進



- 土砂災害等に対する防災意識の啓発
 - ・ 土砂法による基礎調査結果の公表
 - ・ 土砂災害啓発マップの公表
- 深層崩壊の発生情報を活用した住民への避難情報の提供体制の構築



1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 情報伝達体制の強化
 - ・ 総合情報通信ネットワークのデジタル化や多重化の推進
 - ・ 「総合地図提供システム」や「Lアラート」による情報提供
- 中山間地域における不感エリアの解消
 - ・ 移動通信用鉄塔施設の整備を促進



- 情報収集・共有体制の強化
 - ・ 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの普及促進
 - ・ 地震・津波観測監視システム(DONET2)の早期整備支援
- 災害時要援護者対策の推進
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定を促進

1-7) 多数の災害関連死の発生

- 避難環境の向上
 - ・ 長期の避難生活に備えた、避難所の機能強化の推進
 - ・ 公共既存施設の特長を活かした「快適な避難所」の確保
- 福祉避難所の指定促進と装備資機材の充実強化

- 被災者の「心のケア」対策
 - ・ DPAT(災害派遣精神医療チーム)に育成
- 物資供給体制の確立
 - ・ 通信販売業者との協定による避難所への物資供給体制を確立



アマンジヤバンク社長の協定締結式(H26.9.5)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資の供給停止や孤立集落が発生。
- ・ 警察、消防等の被災による人材・資機材の不足や電力、ガソリン等の供給停止により、救助・救急活動が困難となる。
- ・ 鉄道や幹線道路の損壊により、長期の帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する
- ・ 医療施設等の被災に加え、支援ルートが途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。

推進方針(概要)

2-1) 被災地での生命に関わる物資供給の長期停止

- 救援物資等の輸送確保対策
 - ・ 四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の整備促進
 - ・ 緊急輸送道路等の整備及び耐震化の推進
 - ・ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化の推進
- 孤立化防止対策
 - ・ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、斜面对策及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採・除却対策の推進
 - ・ 生命線道路の整備
 - ・ 緊急輸送道路や鉄道を保全する土砂災害対策の推進

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の発生

- 食料や水等の備蓄の推進
 - ・ 家庭等における備蓄の促進及び県・市町村における公的備蓄の推進
- 物資調達・供給体制の構築
 - ・ 自治体、国、民間事業者が連携した物資調達・供給体制の構築
- 災害時要援護者に対する物資供給体制の整備
 - ・ 災害時介護福祉コーディネーターの訓練、研修の実施
 - ・ 県、社会福祉団体間の協力体制の強化



2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の停止

- 警察・消防等の機能強化、資機材等の充実強化
 - ・ 広域応援部隊の活動を支援する防災拠点となる公園の整備
- 防災拠点の電源確保
 - ・ 防災拠点への太陽光パネルや蓄電池の設置推進



- 消防団や自主防災組織の充実強化
 - ・ 少年消防クラブの育成、消防団協力事業所の拡充等による消防団員確保対策の推進
 - ・ 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等が連携した地域防災の担い手育成
- 関係機関の連携強化、訓練の実施
 - ・ 合同訓練等の実施等他都道府県との連携強化
 - ・ 医師会、歯科医師会との連携による多数遺体の身元



2-5) 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 帰宅困難者の受入体制等の確保
 - ・ 「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発



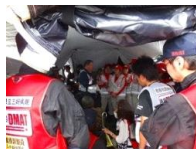
- ・ 企業や学校における食料や水の備蓄を促進
- ・ 「道の駅」の防災拠点化を推進



2-6) 医療施設等の絶対的不足、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺

2-7) 被災地における感染症等の大規模発生

- 下水道対策による衛生面の悪化防止
 - ・ 下水管渠の耐震化の促進
 - ・ 市町村下水道BCPの策定促進
- 災害医療を担う人材育成
 - ・ DMATの充実・強化を推進
 - ・ 災害時コーディネーターの配置
- 災害医療対応力・機動力の強化
 - ・ 医療関係者、自衛隊・警察・消防の連携による訓練を実施



- 災害医療体制の構築
 - ・ 災害対策マニュアルやBCPの見直し、訓練等の実施
 - ・ 他都道府県との相互応援体制の強化
 - ・ 全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制整備
- 交通網の寸断に備えた支援体制の整備
 - ・ 消防防災ヘリコプター等の装備・設備の充実、運行体制の強化
 - ・ 医薬品の備蓄、供給確保体制の構築
- 感染症の発生・まん延防止
 - ・ とくしま災害感染症専門チームの養成



3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化する
- ・ 大規模停電により、津波から避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど重大事故が多発する
- ・ 行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となる

推進方針(概要)

3-1) 被災による警察機能の低下による治安の悪化

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全

○庁舎等の耐震化、機能強化

- ・ 防災拠点となる施設の耐震化を推進
- ・ 市町村公共施設の耐震化を促進
- ・ 代替庁舎の確保等を推進
- ・ 防災拠点等への太陽光パネル、蓄電池の設置



○ 行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- ・ 市町村BCPの策定及び訓練の実施



- ・ 県内市町村間をはじめ関西広域連合や鳥取県とのカウンターパート等広域的な連携及び隣県との連携強化

○総合情報通信ネットワークの再整備等による通信の多重化やIP化による情報システムの強化



- ・ 県職員や教職員の「防災研修の参加」や「防災士資格の取得」等により職員個々の防災能力を向上

○ 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

- ・ 庁内システムの計画的な移行及び運用訓練の実施
- ・ 自治体業務システムのクラウド化を推進



○警察機能維持対策や信号機の停止防止対策の推進

- ・ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化
- ・ 信号機電源付加装置の整備推進



○エネルギー供給体制等の整備・機能強化

- ・ 避難所等へのPHV・EVを用いた電力供給システムの普及推進



- ・ 「大規模災害時公金安定供給アクションプラン」に基づくバックアップセンターの設置等を推進



4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する
- ・ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、津波浸水のため機器が使用不能となり、県民に重要な情報が届かない

推進方針(概要)

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が届かない事態

- 関係機関間の情報通信確保対策の推進
 - ・ 総合情報通信ネットワークの多重化やIP化及び端末局等の発電機運転時間の長時間化、浸水対策を推進
 - ・ 災害救助に係る情報通信システム基盤の耐災害性向上
 - ・ 漁業無線による情報通信体制の強化を推進
- 放送設備の電力確保対策の促進
 - ・ 非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄の促進
- 放送継続が可能となる体制の整備
 - ・ 可搬型移動無線基地局車や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保を促進
 - ・ BCPや災害対応マニュアルの策定、関係機関と連携した訓練の実施
- 情報通信体制の整備
 - ・ ソーラー型充電器、発動発電機、衛星携帯電話等の整備を促進



5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する
- ・ 発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する
- ・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす
- ・ 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する

推進方針(概要)

5-1) サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下

5-2) 社会経済活動等に必要エネルギー供給の停止

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊等

5-4) 金融サービスの機能停止

- BCPやBCMの取組等を促進
 - ・ 県内企業のBCP策定、BCMの取組を促進
 - ・ 情報共有、データ・重要文書の保全対策の促進
- ライフライン事業者等との連携強化
 - ・ ライフライン事業者と連携した総合防災訓練や石油コンビナート総合防災訓練等の実施
- 金融機関のBCP策定、店舗の耐震化等の促進
 - ・ BCP策定、店舗の耐震化等を促進
 - ・ システムや通信手段の多重化の確保対策を促進
- 各ライフライン事業者における対策
 - ・ 電力会社による発電、送電設備等の耐震化及び津波対策の推進
 - ・ ガス事業者におけるガス工作物等の耐震化等の促進
 - ・ 中核SSの維持・機能強化を促進



5-5) 食料等の安定供給の停滞

- ミッシングリンクの早期解消
 - ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備促進
- 沿岸部の津波被害の軽減
 - ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- 農林水産業生産基盤等の災害対応力強化
 - ・ 漁港施設、基幹的水利施設等の整備を推進
- 農業版BCPの実施訓練等による実効性の向上
- BCPの策定・見直しの促進
 - ・ 農業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定、見直しを促進



6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、発電所等が被害を受け、電力供給が停止し、石油・LPガスのタンクも甚大な被害を受け、供給能力を喪失する
- ・ 上水道、農・工業用水の配管等が破断し、さらに、津波浸水被害により機能停止し、上水道、農・工業用水等が長期に渡り供給停止する
- ・ 終末処理場が地震・津波被害により長期機能停止に陥り、下水管等も被害を受け、旧吉野川流域下水道が長期の機能不全に陥る
- ・ 四国に架かる橋や高速道路、港湾施設が被害を受け、滑走路の使用ができない状況となり、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出る

推進方針(概要)

6-1) 電力供給や石油・LPガスサプライチェーン機能の停止

6-2) 上水道、農・工業用水等の長期にわたる供給停止

○電力等供給体制の整備

- ・ 県営水力・太陽光発電所の耐震化・老朽化対策を推進
- ・ 自立・分散型の電力供給システムの導入を促進



○下水管渠の耐震化等

- ・ 下水管渠の耐震化や下水処理場における津波対策を推進
- ・ 農業集落排水処理施設の機能強化事業を促進

6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○水道・農水・工水施設等の耐震化等

- ・ 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を推進
- ・ 基幹的な農業水利施設の耐震化、老朽化対策を推進
- ・ 県営工業用水道の耐震化、管路更新を推進



○合併浄化槽への転換促進

- ・ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進

6-4) 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態

○緊急輸送道路等の整備

- ・ 緊急輸送道路等の交通施設の整備・耐震化を推進
- ・ 緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進



○海上輸送拠点港の整備

- ・ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化の推進
- ・ 重要港湾のBCP策定を推進



○ミッシングリンクの早期解消

- ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路
阿南安芸自動車道の整備を促進



○空港機能の早期復旧体制の整備

- ・ 空港関係機関の情報共有体制を構築

○物流施設・ルートの耐災害性の向上

- ・ 海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取り組みを推進

○公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

- ・ 公共交通機関等と支援協定の締結を推進

7 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生し、また、津波による漂流物がガソリンスタンドなどに引火し、大規模な火災が発生する
- ・ 沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ避難の支障となり、道路に車が放置され交通麻痺が発生する
- ・ ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調整機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する
- ・ 工場や事業場の有害物質が津波により流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する
- ・ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する

推進方針(概要)

7-1) 市街地での大規模火災

7-2) 海上・臨海部の複合災害の発生

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

7-4) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

○ダム管理施設の改良促進

- ・ 予防保全的管理の推進
- ・ ダム管理施設の計画的な更新・改良



○警察・消防等の充実強化等

- ・ 体制・装備資機材や訓練環境等の充実強化
- ・ 消防団、自主防災組織の充実強化による初期消火力の向上



初期消火訓練

- ・ 関係機関と連携した実践的な訓練を実施



○有害物質の拡散防止対策

- ・ 有害物質の適正管理、マニュアル整備を促進
- ・ 大規模拡散、流出防止のための資機材の整備、訓練等の実施
- ・ 高圧ガス漏洩防止対策の実施



○空中消火体制の整備

- ・ 市街地での大規模火災に備えた空中消火の体制整備



○漂流物防止対策等の推進

- ・ 津波による漂流物防止対策の推進
- ・ 放置艇対策や沈船の撤去を推進



7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○森林の適正管理と保全の推進

- ・ 間伐促進及び治山・地すべり防止事業を推進



- ・ 森林経営計画による計画的な森林整備の促進



- ・ 森林の公的取得、保安林等の指定拡大を推進

○県産材の利用促進等

- ・ 公共建築物、民間住宅への県産材利用推進



○農地・農業水利施設等の保全

- ・ 多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施



8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊や津波による災害廃棄物(津波堆積物)が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる
- ・ 沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、復旧・復興が大幅に遅れる
- ・ 警察が津波等で被害を受け、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化し、長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊により、その後の復興作業が大幅に遅れる
- ・ 基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる
- ・ 液状化とともに地盤沈下したところへ津波が来襲することで広域が水没し、海拔0mとなった地域は長期にわたり水没する

推進方針(概要)

8-1) 大量の災害廃棄物処理の停滞

8-4) 基幹インフラの損壊

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生

○ミッシングリンクの早期解消

- ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備促進

○四国新幹線の整備推進

- ・ 四国新幹線実現に向けた取組を推進

○浸水対策の推進

- ・ 海岸堤防・河川堤防の耐震化
- ・ 防潮林の整備推進

○公共土木施設の老朽化対策の促進

- ・ 「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定

○緊急輸送道路等の整備推進

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化



○災害廃棄物処理計画の策定促進

- ・ 市町村廃棄物処理計画策定の促進



○地籍調査の促進

○事前復興計画等の策定促進

- ・ モデルとなる市町村の支援
- ・ 仮設住宅の用地確保計画の策定促進

○訓練の実施等による実効性の向上

- ・ 県内市町村、民間事業者、他都道府県等による連携訓練の実施
- ・ 国交省と連携した情報伝達訓練、排水ポンプ車稼働訓練の実施



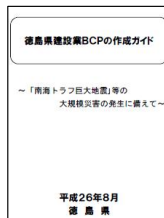
8-2) 復旧・復興を担う人材等の不足

○建設業BCP策定の促進

- ・ 建設業BCP策定・更新を促進

○建設産業の担い手の確保・育成支援

- ・ 建設産業の魅力発信、技術者育成等の支援



○県技術職員OB等による支援体制の構築

- ・ 県技術職員OB等からなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力による支援体制構築

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化

○自主防災組織等の充実強化

- ・ 自主防災組織の活動活性化支援
- ・ 消防団の強化、防災リーダーの育成
- ・ 防災訓練等による災害に強い地域コミュニティの構築



○警察、消防等の体制・資機材等の充実強化

- ・ 警察、消防等の体制・装備資機材等の充実強化
- ・ 訓練施設、体制の更なる充実強化



○被災者生活再建支援制度の充実

- ・ 被災者生活再建支援制度の充実
- ・ 市町村職員向け「被災者生活再建支援制度」研修

リスクコミュニケーション分野

推進方針(概要)

- 関係者があらゆる者の人権に配慮し、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し大規模災害対策を実施
- 地域の防災リーダーをはじめとした防災を担う人材の育成
- リスクコミュニケーションの実践を企画・運営又は媒介機能を担う人材を育成
- 県立高校における防災クラブの設置、教職員の防災士資格取得の推進
- 学校・家庭・地域の連携を推進し、地域間・世代間の交流を通じ、地域の特性や年代層に応じた防災生涯学習を展開



長寿命化対策分野

推進方針(概要)

- 「徳島県公共施設等総合管理計画」に基づく、「公共施設のあり方の抜本的見直し」を推進し、「長寿命化対象施設」を厳選
- 「既存ストックの積極的な有効活用」を通じ、「老朽施設の戦略的な長寿命化」を実行
- 情報の管理・共有をはじめ、全庁を挙げた推進体制の構築
- 各施設類型毎の個別計画の早期整備、総合管理計画との整合性を図りながらの取組の充実・深化



研究開発分野

推進方針(概要)

- 徳島県科学技術憲章の理念に則り、産学官の叡智を結集させた防災に役立つ研究開発の推進
- G空間プロジェクトによる様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向けた取組を実施
- 国土保全、防災に役立つ県産材の活用方法の研究の推進
- 陸こう自動閉鎖の「新技術」を津波到達時間が短く、操作人による閉鎖が困難な箇所への活用



総合地図提供システム



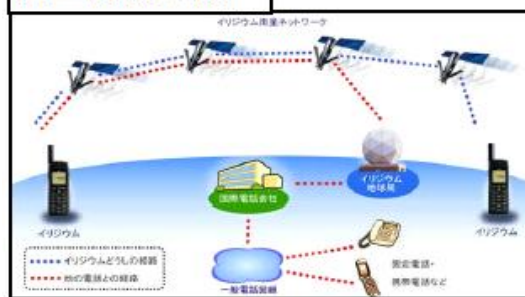
過疎対策分野

推進方針(概要)

- 地域活性化に向けた取組を一層加速するとともに、生活基盤の整備、地域の実情に応じた医療の確保、集落の維持活性化等の生活に密着したソフト対策の重点的推進
- 衛星携帯電話、デジタル簡易無線とアマチュア無線など、特に山間部における地域の状況に応じた通信網の整備



衛星携帯電話



V 施策の重点化

39のプログラムについては、本県が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度等を考慮して、重点化を行うものとする。

VI 計画の推進と進捗管理

1 推進体制と推進エンジン

計画の推進については、国、県、市町村、民間事業者、NPO団体、県民等の叡智を結集し、本県の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

さらに、地域計画による「強靱な県土づくり」を実現するため、その推進エンジンとなる「目に見える財源」として、「震災対策基金」を活用し、「命を守るための大規模災害対策基金」（仮称）を創設するものとする。

2 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成30年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

3 計画の進捗管理と見直し

地域計画による県土の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しをPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



重要業績指標一覧		※の項目については現在調整中
1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		
重要業績指標	現況	目標
・木造住宅の耐震化率	約72% (H20)	100% (H32)
・民間建築物等の耐震化促進 (補助制度創設)	10市町 (H25)	15市町 (H30)
・学校施設の耐震化率 公立高等学校	85% (H25)	100% (H27)
公立小中学校	97% (H25)	100% (H27)
・県立学校における避難所機能の整備率	53% (H25)	100% (H30)
・社会福祉施設の耐震化率	86.7% (H25)	92% (H30)
・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	約73% (H25)	100% (H30)
・県営住宅の耐震化推進	92% (H25)	100% (H27)
・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成	13市町村 (H25)	24市町村 (H30)
・防災士登録者数	832人 (H25)	1,500人 (H30)
・老朽危険空き家・空き建築物の除却数	84戸 (累計) (H25)	380戸 (累計) (H30)
・大規模盛土造成地の有無等の公表率	0% (H25)	100% (H30)
・LPガス放出防止装置設置率	約69% (H25)	100% (H28)
・徳島東部都市計画区域マスタープラン	基礎調査着手 (H25)	策定 (H29)
・市町都市計画マスタープラン策定	6市6町 (H25)	策定7市7町 (H29)
・消防防災無線のデジタル化整備済団体	15.4% (H25)	100% (H27)
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率	78% (H25)	86% (H30)
1-3) 広域にわたる大規模津波等による死者の発生		
重要業績指標	現況	目標
・津波避難計画策定率 (対象10市町)	90% (H25)	100% (H26)
・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成 (再掲)	13市町村 (H25)	24市町村 (H30)
・防災士登録者数 (再掲)	832人 (H25)	1,500人 (H30)
・津波ハザードマップ作成・配布及び防災訓練実施率 (対象10市町)	10% (H25)	100% (H26)
・道路利用者等への海拔情報の周知 (全300箇所)	194箇所 (H25)	300箇所 (H26)
・BCP認定企業数	0企業 (H25)	15企業 (H30)
・避難行動要支援者名簿作成市町村数	0市町村 (H25)	24市町村 (H30)
・がけ地の保全に合わせた避難場所等の整備	29箇所 (H25)	60箇所 (H30)
・津波避難困難地域解消のための計画を策定	43% (H26)	100% (H30)
・都市公園施設の耐震化	93.8% (H25)	100% (H26)
・鉄道高架事業の推進 (※)	調査設計中 (H25)	用地買収中 (H30)
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 (全59箇所)	8箇所 (H25)	21箇所 (H30)
・撫養港海岸の地震津波対策の推進 (※)	工事施工中 (H25)	完成 (H28)
・吉野川・那賀川の地震津波対策の推進 (※)	工事施工中 (H25)	工事施工中 (H30)
・水門・樋門等の自動化・閉鎖率	38% (H25)	46% (H30)
・林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備		毎年度実施
・海部病院改築工事	着手 (H25)	完成 (H28)
・一般国道5号牟岐バイパスの整備 (※)	工事施工中 (H25)	工事施工中 (H30)
・老朽危険空き家・空き建築物の除却数 (再掲)	84戸 (累計) (H25)	380戸 (累計) (H30)
・消防防災無線のデジタル化整備済団体 (再掲)	15.4% (H25)	100% (H27)

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
重要業績指標	現況	目標
・重点整備河川の整備率	67% (H25)	78% (H30)
・無堤地区の解消		
・吉野川勝命地区の整備 (※)	工事施工中 (H25)	工事施工中 (H30)
・吉野川脇町第一地区の整備 (※)	工事施工中 (H25)	完成 (H28)
・吉野川加茂第二地区の整備 (※)	用地買収中 (H25)	工事施工中 (H30)
・那賀川深瀬地区の整備 (※)	工事施工中 (H25)	完成 (H27)
・那賀川加茂地区の整備 (※)	調査設計中 (H26)	工事施工中 (H30)
・長安口ダムの改造の促進 (※)	工事施工中 (H25)	完成 (H30)
・内水ハザードマップの作成率	67% (H25)	100% (H30)
・洪水ハザードマップの作成率	90% (H25)	100% (H30)
・タイムラインを策定した市町村数	0市町村 (H26)	全市町村 (H30)
1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり、県土の脆弱性が高まる事態		
重要業績指標	現況	目標
・土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数(全838施設)	269施設 (H25)	305施設 (H30)
・祖谷川流域の地すべり対策事業 善徳地すべり防止区域 (※)	工事施工中 (H25)	工事施工中 (H30)
・森林経営計画認定面積	15,929ha (H25)	60,000ha (H30)
・森林境界明確化面積実施率	8% (H25)	20% (H30)
・森林整備面積	4,534ha (H25)	27,000ha (H30)
・県産材の生産・消費量	292,000㎥ (H25)	400,000㎥ (H30)
・土砂災害に係る基礎調査の実施率	33% (H25)	100% (H28)
・土砂災害啓発マップの公表	0% (H25)	100% (H29)
・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップを作成した割合	15% (H25)	75% (H30)
・消防防災無線のデジタル化整備済団体(再掲)	15.4% (H25)	100% (H27)
1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
重要業績指標	現況	目標
・Lアラート導入事業者数	0 (H25)	5 (H30)
・ネット事業者等との連携	1 (H25)	3 (H30)
・避難行動要支援者名簿作成市町村数(再掲)	0市町村 (H25)	24市町村 (H30)
1-7) 多数の災害関連死の発生		
重要業績指標	現況	目標
・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率(再掲)	約73% (H25)	100% (H30)
・「災害時情報共有システム」加入医療機関数	113機関 (H25)	1,174機関 (H30)
・DMAT(災害派遣医療チーム)の育成数	21チーム (H25)	27チーム (H30)
・避難所運営リーダー養成数	0人 (H25)	150人 (H30)
・福祉避難所の指定数	106箇所 (H25)	120箇所
・DPAT(災害医療精神医療チーム)の育成数	0チーム (H25)	19チーム (H30)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止		
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生		
重要業績指標	現況	目標
・西部健康防災公園（仮称）の整備	基本構想策定（H26）	整備中（H30）
・重要給水施設管路の耐震化率	29%（H24）	34%（H30）
・四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東間）の整備	調査設計中（H25）	供用目標（H31）
・四国横断自動車道（徳島東～小松島間）の整備（※）	用地買収中（H25）	工事施工中（H30）
・四国横断自動車道（小松島～阿南間）の整備（※）	工事施工中（H25）	工事施工中（H30）
・地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備（※）	調査設計中（H25）	工事施工中（H30）
・地域高規格道路阿南安芸自動車道（福井道路）の整備（※）	調査設計中（H25）	用地買収中（H30）
・地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部道路）の整備（※）	計画調査中（H25）	調査設計中（H30）
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲）	78%（H25）	86%（H30）
・緊急輸送路を補完する農林道の整備延長	17km（H25）	25km（H30）
・海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（5バース）の整備	4バース（H25）	5バース（H26）
・徳島小松島港沖洲（外）地区複合一貫輸送ターミナルの整備	工事施工中（H25）	供用（H27）
・徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備（※）	調査設計中（H26）	完成（H29）
・緊急輸送道路等の斜面对策の整備済箇所数（全583箇所）	138箇所（H25）	163箇所（H30）
・生命線道路の強化率	47%（H25）	80%（H30）
・臨時ヘリポートの整備数	9箇所（H25）	24箇所（H30）
2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
重要業績指標	現況	目標
・西部健康防災公園（仮称）の整備（再掲）	基本構想策定（H26）	整備中（H30）
・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数	21箇所（H25）	100箇所（H30）
2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足		
重要業績指標	現況	目標
・「道の駅」防災拠点整備数（全10箇所）	0箇所（H25）	10箇所（H30）
・四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲）	省略	省略
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲）	78%（H25）	86%（H30）
・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率	51%（H25）	72%（H30）
2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
重要業績指標	現況	目標
・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率（再掲）	約73%（H25）	100%（H30）
・「災害時情報共有システム」加入医療機関数（再掲）	113機関（H25）	1,174機関（H30）
・DMAT（災害派遣医療チーム）の育成数（再掲）	21チーム（H25）	27チーム（H30）
・被災時の避難場所における2次感染死亡者	「とくしま災害感染症専門チーム研修会」開催（H26）	継続して実施
・重要な管渠の地震対策実施率	62%（H25）	70%（H30）
・下水道BCP策定率	20%（H25）	100%（H28）
・四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲）	省略	省略

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化		
3-2) 信号機の全面停止等による重大事故の多発		
3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全		
重要業績指標	現況	目標
・防災拠点となる県有施設の耐震化率	86.2% (H25)	100% (H27)
・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数(再掲)	21箇所 (H25)	100箇所 (H30)
・市町村BCP策定数	5市町村 (H25)	24市町村 (H27)
・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 (再掲)	51% (H25)	72% (H30)
4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態		
重要業績指標	現況	目標
・徳島県危機管理総合調整会議の開催		毎年度開催
・総合防災訓練、図上訓練の実施		毎年度開催
5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下		
5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態		
重要業績指標	現況	目標
・徳島県危機管理総合調整会議の開催 (再掲)		毎年度開催
・総合防災訓練、図上訓練の実施 (再掲)		毎年度開催
・BCP認定企業数(再掲)	0 (H25)	15 (H30)
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78% (H25)	86% (H30)
・海上輸送拠点港(港湾)に必要な耐震強化岸壁(5バース)の整備(再掲)	4バース (H25)	5バース (H26)
・徳島小松島港沖洲(外)地区複合一貫輸送ターミナルの整備(再掲)	工事施工中 (H25)	供用 (H27)
・徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備(※)(再掲)	調査設計中 (H26)	完成 (H29)
・ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施率		毎年度100%
5-5) 食料等の安定供給の停滞		
重要業績指標	現況	目標
・国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長	6.6km (H25)	7.3km (H30)
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(全59箇所)(再掲)	8箇所 (H25)	21箇所 (H30)
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78% (H25)	86% (H30)
・緊急輸送道路等の斜面对策の整備済箇所数(全583箇所)(再掲)	138箇所 (H25)	163箇所 (H30)
・海上輸送拠点港(港湾)に必要な耐震強化岸壁(5バース)の整備(再掲)	4バース (H25)	5バース (H26)

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止		
6-2) 上水道、農・工業用水等の長期にわたる供給停止		
6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止		
重要業績指標	現況	目標
・発電施設の耐震化率	67% (H25)	93% (H30)
・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数(再掲)	21箇所 (H25)	100箇所 (H30)
・工業用水道施設（管路を除く）の耐震化率	89% (H25)	100% (H30)
・優先度ランクが高い工業用水道管路（延長8.4km）の整備率	0% (H25)	40% (H30)
・重要な管渠の地震対策実施率(再掲)	62% (H25)	70% (H30)
・旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備（全体計画4.1km）	24.3km (H25)	24.7km (H27)
・下水道BCP策定率(再掲)	20% (H25)	100% (H28)
・農業集落排水の機能強化対策地区数	8地区 (H25)	13地区 (H30)
6-4) 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態		
重要業績指標	現況	目標
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78% (H25)	86% (H30)
・緊急輸送道路の斜面対策の整備済箇所数（全583箇所）(再掲)	138箇所 (H25)	163箇所 (H30)
・緊急輸送道路における重点箇所の改良率	40% (H25)	70% (H30)
・一般国道32号猪ノ鼻道路の整備（※）	工事施工中 (H25)	工事施工中 (H30)
・一般国道32号改築防災(大步危工区)の整備（※）	調査設計中 (H25)	用地買収中 (H30)
・一般国道55号阿南道路の整備（※）	工事施工中 (H25)	那賀川大橋周辺の4車線化完成 (H31)
・一般国道55号牟岐バイパスの整備（※）	工事施工中 (H25)	工事施工中 (H30)
・一般国道192号徳島南環状道路の整備（※）	工事施工中 (H25)	工事施工中 (H30)
・緊急輸送路を補完する農林道の整備延長（再掲）	1.7km (H25)	2.5km (H30)
・四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲）	省略	省略
・高松自動車道の4車線化	工事施工中 (H25)	完成 (H30)
・海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（5バース）の整備（再掲）	4バース (H25)	5バース (H26)
・徳島小松島港沖洲（外）地区複合一貫輸送ターミナルの整備（再掲）	工事施工中 (H25)	供用 (H27)
・徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備（※）（再掲）	調査設計中 (H26)	完成 (H29)
・重要港湾（2港）の港湾BCP策定率	1港 (H25)	2港 (H27)
7-1) 市街地での大規模火災の発生		
7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
重要業績指標	現況	目標
・ダム管理施設の改良箇所数（対象全4ダム）	1箇所 (H25)	3箇所 (H30)
・決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施割合	50% (H25)	100% (H30)
・石油コンビナート等事業者との総合防災訓練の実施率		毎年度100%
・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率（再掲）	51% (H25)	72% (H30)
・化学物質や毒物・劇物の流出を想定したマニュアルの整備	整備を促進 (H25)	見直しを推進 (H30)

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
重要業績指標	現況	目標
・森林整備面積(再掲)	4,534ha(H25)	27,000ha(H30)
・森林経営計画認定面積(再掲)	15,929ha(H25)	60,000ha(H30)
・保安林指定面積(累計)	96,124ha(H25)	97,000ha(H30)
・県版保安林指定面積(累計)	0ha(H25)	250ha(H30)
・森林境界明確化面積実施率(再掲)	8%(H25)	20%(H30)
・県産材の生産・消費量(再掲)	292,000m ³ (H25)	400,000m ³ (H30)
・多面的機能の維持・発揮のための共同活動実施地区面積	10,422ha(H25)	12,000ha(H30)
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
重要業績指標	現況	目標
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略
・高松自動車道の4車線化(再掲)	工事施工中(H25)	完成(H30)
・四国新幹線実現に向けた取組を推進	シンポジウム開催(H26)	継続して実施
・「災害廃棄物処理計画」の策定数	0(H25)	全市町村策定(H28)
・地籍調査進捗率	31.8%(H25)	37%(H30)
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(全59箇所)(再掲)	8箇所(H25)	21箇所(H30)
・水門・樋門等の自動化・閉鎖率(再掲)	38%(H25)	46%(H30)
・吉野川・那賀川の地震津波対策の推進(※)(再掲)	工事施工中(H25)	工事施工中(H30)
・撫養港海岸の地震津波対策の推進(※)(再掲)	工事施工中(H25)	完成(H28)
・林野4海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備率(再掲)		毎年度実施
・「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定		策定(H26)
・総合管理計画に基づく「全ての施設累計(17類型)毎の個別施設計画」をH31までに策定		策定(31)
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78%(H25)	86%(H30)
8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
重要業績指標	現況	目標
・建設業BCPの認定企業数	99社(H24)	120社(H30)
8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
重要業績指標	現況	目標
・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成(再掲)	13市町村(H25)	24市町村(H30)
リスクコミュニケーション分野		
重要業績指標	現況	目標
・「防災クラブ」を設置する県立高校数	15校(H25)	全校(H30)
・防災士の資格を取得した県立学校教員数	0人(H25)	50人(H30)
長寿命化対策分野		
重要業績指標	現況	目標
・「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定(再掲)		策定(H26)
・総合管理計画に基づく「全ての施設累計(17類型)毎の個別施設計画」をH31までに策定(再掲)		策定(31)

徳島は宣言する

VS 東京